

当社は、一般社団法人投資信託協会(以下、「協会」という。)の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イ、及び第18号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書、及び別紙様式第21-②号の「正会員の財務状況等に関する変更届出書」(別紙様式第21号及び第21-②号を合わせて、以下、「協会報告書面」という。)を協会に提出し、当社のHPに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会HPに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社は、当該協会報告書面を、金融商品取引法第24条第14項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第27条の4の2の規定に基づく報告書代替書面、並びに、金融商品取引法第24条の5第13項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第28条の6の規定に基づく半期代替書面に利用しており、当該報告書代替書面／半期代替書面は有価証券報告書／半期報告書と併せて関東財務局長に提出しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び報告書代替書面、並びに半期報告書及び半期代替書面は、EDINETにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2025年12月10日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松下 浩一 殿

株式会社ポートフォリア
代表取締役社長 立田 博司

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額（2025年10月末日）

資本金の額	163百万円
発行する株式総数	24,000株
発行済株式総数	5,900株
(普通株式)	2,200株
(種類株式)	800株
(B種類株式)	2,900株

直近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 委託会社の意思決定機構

業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

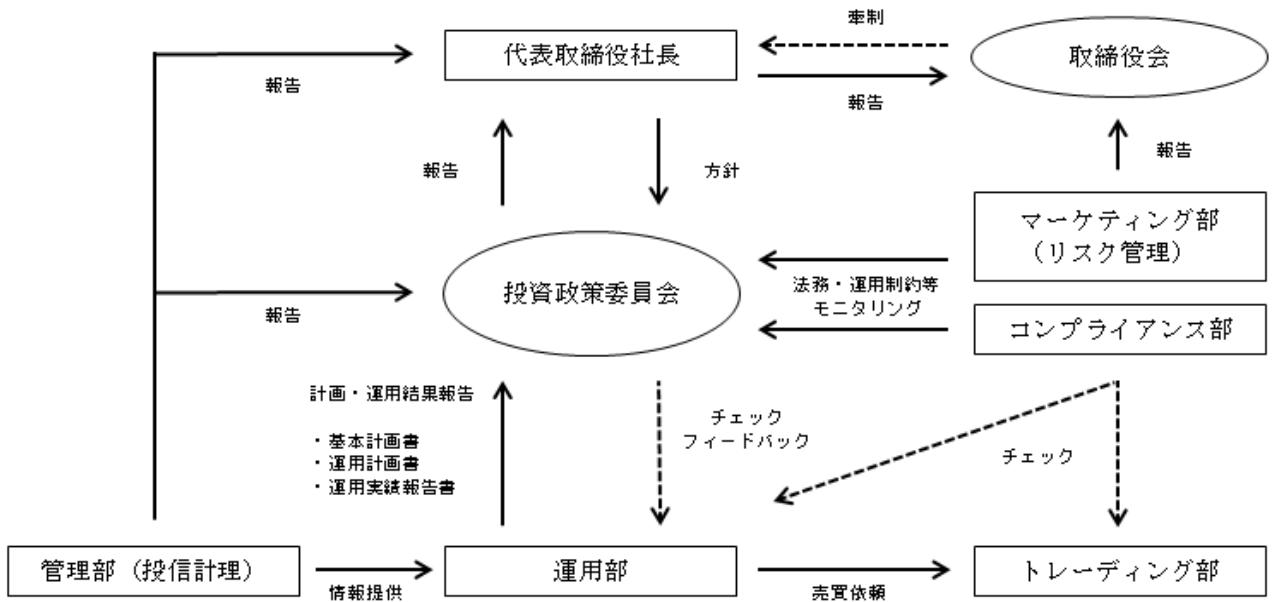
取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。

その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



<代表取締役社長>

- ・ 投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

<投資政策委員会>

- ・ 代表取締役社長、取締役（社外取締役を除く）、運用部長、コンプライアンス部長、管理部長、トレーディング部長、マーケティング部マネージャーおよび主要運用担当者等がメンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・ 「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて原則として毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行います。
- ・ コンプライアンスの観点から計画書の検証も行われます。

<運用部>

- ・ 「基本計画書案」、「運用計画書案」を投資政策委員会に提出し、決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用の指図を行います。
- ・ 運用の実績について「運用実績報告書」を作成し、投資政策委員会へ提出します。
- ・ 運用の指図に必要なマクロ・ミクロの調査・分析を行います。
- ・ 運用の状況および運用リスクの調査・分析等をチェックします。

<取締役会>

- ・ 投資政策委員会の決定に疑義が生じた場合に、コンプライアンス部およびマーケティング部からの報告を受け、取締役会において再度審議を行います。

<コンプライアンス部>

- ・ コンプライアンス面から、当社の運用業務のチェックを行います。
- ・ 投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックし、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。コンプライアンスに関わる決定事項に疑義が生じた場合は、取締役会に報告を行います。

<トレーディング部>

- ・ 運用部からファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。
- ・ 法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行うことが社内規程で義務付けられています。

<マーケティング部>

(リスク管理)

- ・ 投資制限やリスク等運用状況の管理を行い、必要に応じて運用部およびトレーディング部に情報共有を行います。
- ・ 投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックし、リスク管理に関わる決定事項に疑義が生じた場合には、取締役会に報告を行います。

<管理部>

(投信計理)

- ・ 日々の純資産価額および基準価額の算出を行い、その内容を運用部および投資政策委員会に報告します。
- ・ 運用指図を行った有価証券等の約定、決済状況の確認を行います。

このほか、信託財産の適正な運用の確保およびお客様との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けています。

運用体制等は、今後変更される場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

(1) 事業の内容

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）として、その運用指図を行います。

(2) 営業の概況

2025年10月末日現在、当社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。

商品分類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	2本	25,506

（但し、親投資信託を除きます。）

3. 委託会社等の経理状況

- ① 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号、以下「内閣府令」という。）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、内閣府令に基づいて作成しております。
- ② 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 15 期事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。また、当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 16 期事業年度に係る中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。
- ③ 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

株式会社ポートフォリア
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社ポートフォリアの2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポートフォリアの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	236, 274	276, 614
未収委託者報酬	224, 394	221, 725
前払費用	2, 907	3, 020
その他	3, 405	3, 361
流動資産合計	466, 982	504, 720
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	5, 858	5, 067
器具備品 ※1	1, 427	1, 208
有形固定資産合計	7, 285	6, 275
投資その他の資産		
投資有価証券	13, 121	13, 062
差入保証金	3, 379	3, 379
繰延税金資産	4, 021	3, 885
投資その他の資産合計	20, 522	20, 328
固定資産合計	27, 807	26, 603
資産合計	494, 790	531, 324

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	2,376	1,732
未払金	1,713	1,500
未払手数料	103,752	102,006
未払費用	6,632	5,404
未払法人税等	10,142	12,687
未払消費税等	4,017	3,540
流動負債合計	128,633	126,870
固定負債		
退職給付引当金	13,121	13,062
固定負債合計	13,121	13,062
負債合計	141,755	139,933
純資産の部		
株主資本		
資本金	163,900	163,900
資本剰余金		
資本準備金	158,900	158,900
資本剰余金合計	158,900	158,900
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	28,301	66,245
利益剰余金合計	28,301	66,245
株主資本合計	351,101	389,045
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
評価・換算差額等合計	1,933	2,346
純資産合計	353,035	391,391
負債・純資産合計	494,790	531,324

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	427,371	410,448
営業収益計	427,371	410,448
営業費用		
支払手数料	198,684	189,843
広告宣伝費	64	82
調査費	8,113	8,187
委託計算費	34,340	34,413
営業雑経費	3,846	3,998
通信費	1,999	2,077
印刷費	623	648
協会費	1,204	1,236
諸会費	18	36
営業費用計	245,048	236,525
一般管理費		
給料	71,853	73,097
役員報酬	21,399	21,666
給料・手当	46,923	48,531
賞与	3,530	2,900
法定福利費	9,408	9,481
交際費	281	204
寄付金	5,030	30
旅費交通費	182	51
租税公課	3,672	3,397
不動産賃借料	6,759	6,759
退職給付費用	5,982	5,310
固定資産減価償却費	1,386	1,358
諸経費	11,793	11,236
一般管理費計	116,349	110,927
営業利益	65,973	62,995
営業外収益		
受取利息	2	105
その他	0	0
営業外収益計	2	105
経常利益	65,975	63,101
特別利益		
投資有価証券売却益	-	782
特別利益計	-	782
特別損失		
投資有価証券償還損	1,572	-
特別損失計	1,572	-
税引前当期純利益	64,403	63,883
法人税、住民税及び事業税	21,095	21,717
法人税等調整額	△997	△91
当期純利益	44,305	42,257

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	163,900	158,900	-	158,900	220,127	220,127	-	542,927	△318	△318	
当期変動額											
剰余金の配当					△12,768	△12,768		△12,768		△12,768	
当期純利益					44,305	44,305		44,305		44,305	
自己株式の取得							△223,363	△223,363		△223,363	
自己株式の消却			△223,363	△223,363			223,363	-		-	
利益剰余金から資本剰余金への振替			223,363	223,363	△223,363	△223,363		-		-	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									2,251	2,251	
当期変動額合計	-	-	-	-	△191,825	△191,825	-	△191,825	2,251	2,251	
当期末残高	163,900	158,900	-	158,900	28,301	28,301	-	351,101	1,933	1,933	
									353,035		

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	163,900	158,900	158,900	28,301	28,301	351,101	1,933	1,933	
当期変動額									
剰余金の配当				△4,314	△4,314	△4,314		△4,314	
当期純利益				42,257	42,257	42,257		42,257	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							412	412	
当期変動額合計	-	-	-	37,943	37,943	37,943	412	412	
当期末残高	163,900	158,900	158,900	66,245	66,245	389,045	2,346	391,391	

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 8～15年 器具備品 5～10年
3. 引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	委託者報酬

	委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
--	--

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
繰延税金資産	4,021千円	3,885千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることが回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額
建物 7,583千円	建物 8,374千円
器具備品 5,742千円	器具備品 6,310千円

(損益計算書関係)

前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,200株	—	—	2,200株
種類株式	3,200株	—	2,400株	800株
B種類株式	4,800株	—	1,900株	2,900株
合計	10,200株	—	4,300株	5,900株

(注) 変動事由の概要

種類株式の減少の内訳 自己株式の消却 2,400株

B種類株式の減少の内訳 自己株式の消却 1,900株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
種類株式	—	2,400株	2,400株	—
B種類株式	—	1,900株	1,900株	—
合計	—	4,300株	4,300株	—

(注) 変動事由の概要

自己株式の増加の内訳

種類株式	自己株式の取得	2,400株
B種類株式	自己株式の取得	1,900株

自己株式の減少の内訳

種類株式	自己株式の消却	2,400株
B種類株式	自己株式の消却	1,900株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月30日 定時株主総会	種類株式	9,600	3,000	2023年3月31日	2023年7月1日
2023年6月30日 定時株主総会	B種類株式	3,168	660	2023年3月31日	2023年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	種類株式	2,400	3,000	2024年3月31日	2024年7月1日
2024年6月28日 定時株主総会	B種類株式	1,914	660	2024年3月31日	2024年7月1日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,200株	—	—	2,200株
種類株式	800株	—	—	800株
B種類株式	2,900株	—	—	2,900株
合計	5,900株	—	—	5,900株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	種類株式	2,400	3,000	2024年3月31日	2024年7月1日
2024年6月28日 定時株主総会	B種類株式	1,914	660	2024年3月31日	2024年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	種類株式	2,400	3,000	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年6月27日 定時株主総会	B種類株式	1,914	660	2025年3月31日	2025年6月30日

(リース取引関係)

前事業年度	当事業年度
自 2023年4月1日	自 2024年4月1日
至 2024年3月31日	至 2025年3月31日

該当事項はありません。

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、財務の健全性を第一とする観点から、原則として投資を目的とした有価証券の取得は行いません。ただし、自社で設定した投資信託については、商品性を適正に維持するため並びに自社財産の運用を目的として投資することができます。なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融商品で運用する方針で、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されており、当社は継続的なモニタリングを行うことで適切なリスクコントロールに努めています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2024年3月31日現在）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、預り金、未払手数料、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	13,121	13,121	—
資産計	13,121	13,121	—

当事業年度（2025年3月31日現在）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、預り金、未払手数料、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	13,062	13,062	—
資産計	13,062	13,062	—

(注) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	236,274	—	—	—
未収委託者報酬	224,394	—	—	—
合計	460,669	—	—	—

当事業年度（2025年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	276,614	—	—	—
未収委託者報酬	221,725	—	—	—
合計	498,339	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日現在） (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	13,121	—	13,121
資産計	—	13,121	—	13,121

当事業年度（2025年3月31日現在） (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	13,062	—	13,062
資産計	—	13,062	—	13,062

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、投資信託財産が金融商品であり、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほど重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日現在）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他(投資信託)	13,121	10,334	2,786
小計	13,121	10,334	2,786
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他(投資信託)	—	—	—
小計	—	—	—
合計	13,121	10,334	2,786

当事業年度（2025年3月31日現在）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他(投資信託)	13,062	9,636	3,425
小計	13,062	9,636	3,425
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他(投資信託)	—	—	—
小計	—	—	—
合計	13,062	9,636	3,425

2. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他	2,979	782	—

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度）及び確定拠出制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	9,503千円
退職給付費用	3,617
退職給付の支払額	-
退職給付引当金の期末残高	13,121

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立制度の退職給付債務	13,121千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,121
退職給付引当金	13,121
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,121

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 3,617千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額 2,365千円

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度）及び確定拠出制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	13,121千円
退職給付費用	2,900
退職給付の支払額	2,959
退職給付引当金の期末残高	13,062

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立制度の退職給付債務	13,062千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,062
退職給付引当金	13,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,062

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 2,900千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額 2,410千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
未払事業税	789	834
一括償却資産	67	13
退職給付引当金	4,017	4,117
繰延税金資産小計	4,874	4,965
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	4,874	4,965
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	853	1,079
繰延税金負債合計	853	1,079
繰延税金資産の純額	4,021	3,885

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 (調整) 30.62% 住民税均等割 0.45% 交際費等永久に算入されない項目 0.02% 留保金課税 2.65% その他 0.11% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>33.85%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位:千円)

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月 31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月 31日
顧客との契約から生じる収益 委託者報酬	427,371 427,371	410,448 410,448
その他の収益	-	-

営業収益	427,371	410,448
------	---------	---------

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の单一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産額 125,827円89銭	1株当たり純資産額 143,262円41銭
1株当たり当期純利益 18,178円08銭	1株当たり当期純利益 17,247円03銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
当期純利益(千円) 44,305	当期純利益(千円) 42,257
普通株主に帰属しない金額(千円) 4,314	普通株主に帰属しない金額(千円) 4,314
(うち優先配当額(千円)) 4,314	(うち優先配当額(千円)) 4,314
普通株式に係る当期純利益(千円) 39,991	普通株式に係る当期純利益(千円) 37,943
普通株式の期中平均株式数(株) 2,200	普通株式の期中平均株式数(株) 2,200
1株当たり純資産額の算定上の基礎	1株当たり純資産額の算定上の基礎
純資産の部の合計額(千円) 353,035	純資産の部の合計額(千円) 391,391
純資産の部の合計額から控除する金額(千円) 76,214	純資産の部の合計額から控除する金額(千円) 76,214
(うち種類株式(千円)) 42,400	(うち種類株式(千円)) 42,400
(うちB種類株式(千円)) 33,814	(うちB種類株式(千円)) 33,814
普通株式に係る純資産額(千円) 276,821	普通株式に係る純資産額(千円) 315,177
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 2,200	1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 2,200

(重要な後発事象)
 該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月28日

株式会社ポートフォリア
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野晴朗
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社ポートフォリアの2025年4月1日から2026年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ポートフォリアの2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年11月28日開催の取締役会において本社を移転することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (2025年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		297, 772
未収委託者報酬		229, 802
前払費用		2, 091
その他		1, 898
流動資産合計		531, 565
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1	4, 671
器具備品	※ 1	1, 082
有形固定資産合計		5, 753
投資その他の資産		
投資有価証券		13, 947
差入保証金		3, 379
繰延税金資産		3, 855
投資その他の資産合計		21, 182
固定資産合計		26, 935
資産合計		558, 501

(単位：千円)

当中間会計期間末
(2025年9月30日現在)

負債の部	
流動負債	
預り金	1,049
未払手数料	105,467
未払費用	5,388
未払法人税等	13,107
未払消費税等	8,251
流動負債合計	133,262
固定負債	
退職給付引当金	13,947
固定負債合計	13,947
負債合計	147,209
純資産の部	
株主資本	
資本金	163,900
資本剰余金	
資本準備金	158,900
資本剰余金合計	158,900
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	85,330
利益剰余金合計	85,330
株主資本合計	408,130
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	3,161
評価・換算差額等合計	3,161
純資産合計	411,291
負債・純資産合計	558,501

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		208,911
営業収益計		<u>208,911</u>
営業費用		
支払手数料		96,285
広告宣伝費		60
調査費		4,161
委託計算費		17,241
営業雑経費		2,043
営業費用計		<u>119,791</u>
一般管理費	※1	54,910
営業利益		<u>34,209</u>
営業外収益		229
経常利益		<u>34,438</u>
特別利益	※2	114
税引前中間純利益		<u>34,552</u>
法人税、住民税及び事業税		11,498
法人税等調整額		△344
中間純利益		<u>23,399</u>

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	163,900	158,900	158,900	66,245	66,245	389,045	2,346	2,346	391,391	
当中間期変動額										
剩余金の配当				△4,314	△4,314	△4,314			△4,314	
中間純利益				23,399	23,399	23,399			23,399	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							815	815	815	
当中間期変動額合計	-	-	-	19,085	19,085	19,085	815	815	19,900	
当中間期末残高	163,900	158,900	158,900	85,330	85,330	408,130	3,161	3,161	411,291	

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 8～15年 器具備品 5～10年
3. 引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	委託者報酬 委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。 当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2025年9月30日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	8,770千円
器具備品	6,641千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	726千円
※2 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	114千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,200	-	-	2,200
種類株式	800	-	-	800
B種類株式	2,900	-	-	2,900
合計	5,900	-	-	5,900

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月 27日定時株 主総会	種類株式	2,400	3,000	2025年3月31日	2025年6月30日
	B種類株式	1,914	660		
	合計	4,314			

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、預り金、未払手数料、未
払費用、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額
に近似することから、注記を省略しております。

当中間会計期間末（2025年9月30日現在）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	13,947	13,947	-
資産計	13,947	13,947	-

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場にお
いて形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関
する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末（2025年9月30日現在）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	13,947	—	13,947
資産計	—	13,947	—	13,947

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、投資信託財産が金融商品であり、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（2025年9月30日現在）

その他有価証券

(単位:千円)

種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他（投資信託）	13,947	9,330	4,616
小計	13,947	9,330	4,616
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他（投資信託）	—	—	—
小計	—	—	—
合計	13,947	9,330	4,616

(デリバティブ関係)
該当事項はありません。

(収益認識関係)
顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
顧客との契約から生じる収益	208,911
委託者報酬	208,911
その他の収益	—
営業収益	208,911

(セグメント情報等)
当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	154,268円94銭
1株当たり中間純利益	10,636円06銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間純利益（千円）	23,399

普通株式に係る中間純利益(千円)	23,399
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項ありません	
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,200
1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計額 (千円)	411,291
純資産の部の合計額から控除する	
金額 (千円)	71,900
(うち種類株式 (千円))	40,000
(うちB種類株式 (千円))	31,900
普通株式に係る純資産額 (千円)	339,391
1 株当たり純資産額の算定に	
用いられた中間期末の普通株式の数	2,200

(重要な後発事象)

(本社移転)

当社は、2025年11月28日開催の取締役会において本社を移転することを決議いたしました。概要は以下のとおりです。

(1) 移転先

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目30番8号

(2) 移転時期

2026年3月（予定）

(3) 移転理由

賃貸人都合による現本社の明渡しの要請があつたため

(4) 業績に与える影響

今後の本社移転に伴う費用につきましては、現在精査中であります。

なお、当該事象により、2026年3月期決算において受取補償金120,000千円を特別利益として計上する見込みです。

公開日	2025年12月25日
作成基準日	2025年11月28日
本店所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷 一丁目8番14号
お問い合わせ先	マーケティング部